

消防用設備点検のお知らせ

毎々、格別のご高配に賜り厚く御礼申し上げます。

さて、オーナー様所有の物件には消防用設備(消火器や火災報知器等)を設置することが消防法で義務づけられていると同時に、その設置された消防用設備等を定期的に点検しその結果を消防署へ報告する義務があります。

万が一物件に火事が発生した際、備え付けの消防用設備が正常に作動せず二次災害的なものに発展した場合はその責任はオーナー様が負うこととなります。平成13年9月1日に発生した『新宿歌舞伎町のビル火災』でも消防設備点検が適性になされていなかったために、ビル所有者の責任が問われる結果となったことも各オーナー様のご記憶に新しいところだと思われます。もちろん火事自体があつてはならないことですが、いざ起きてしまったときにその被害を最小限にとどめなければなりません。人の命にも関わる可能性もありますので定期的を実施しておられないオーナー様に対しまして、これを機会に是非実施していただきますようお願い申し上げます。

尚、弊社では、消防用設備に携わる業者と提携を致しております。
新設置は勿論、点検業務、保守契約、消防手続一切の業務につきましては、こちらから手配をさせていただきますので、お気軽に各店舗迄お問い合わせ下さい。

点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

防火対象物	点検結果の報告の期間
寄宿舍、下宿、共同住宅(非特定防火対象物)	3年に1回
複合用途防火対象物のうち、その一部が料理店、飲食店、マーケットその他物品販売業を営む店舗等に掲げる防火対象物の用途に供されているもの(特定防火対象物)	1年に1回

※別紙が詳しい防火対象物と結果報告の期間